

刈谷市私立高等学校等授業料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私立高等学校等に在籍する者に係る授業料（以下「授業料」という。）の補助を行うことにより、公私立学校間における授業料負担の格差是正を図り、もって教育の機会均等の原則を確保し、あわせて私立学校教育の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「私立高等学校等」とは、国及び地方公共団体以外の者が設置している学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）及び法第124条に規定する専修学校（修業年限が3年以上の高等課程に限る。以下「専修学校」という。）をいう。

(補助対象者)

第3条 授業料の補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、授業料の補助を受けようとする学年度の10月1日（以下「基準日」という。）において市内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助対象生徒」という。）に係る当該学年度の授業料を負担するものとする。

(1) 基準日において私立高等学校等に在籍する者

(2) 19歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、留学、療養その他市長が認める理由のある場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象生徒としない。

(1) 基準日において、刈谷市奨学会会則（昭和35年教育委員会規程第1号）に規定する奨学生である者

(2) 基準日において、当該私立高等学校等における特待生で授業料の納付を全額免除されている者

(3) 専攻科又は別科に在籍している者

(4) 国又は他の地方公共団体が実施する私立高等学校等の授業料に係る補助を受ける対象となる生徒のうち、当該年度の授業料の額が、国又は他の地方公共団体実施する補助の額と同額であるもの

(5) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第25条に基づいて認定
職業訓練を行う事業主等が設置した職業訓練施設において訓練を受ける者

3 補助対象者は、補助対象生徒1人につき1人までとする。

（補助の額）

第4条 授業料の補助の額は、1学年度において補助対象生徒1人につき補助対象者が負担した授業料の額（国又は他の地方公共団体から私立高等学校等の授業料に係る補助を受けている場合は、当該補助の額を控除した額）とし、25,000円を限度とする。

2 補助対象生徒が、法第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程と専修学校に同時に在学する場合における前項の規定の適用については、「授業料の額」とあるのは、「専修学校の授業料の額」とする。

（補助の申請）

第5条 授業料の補助の申請をしようとする者は、刈谷市私立高等学校等授業料補助金申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請をした補助対象者に対し、当該申請に係る要件を満たすことを確認するため必要な資料の提出を求めることができる。

（決定の通知）

第6条 市長は、申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、刈谷市私立高等学校等授業料補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（返還）

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により授業料の補助を受けた者があるときは、その者が既に受けた補助の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 1 2 月 1 日から施行し、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。